

# 役員等の報酬並びに費用弁償規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人県南ふくし会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (5) 委員とは、評議員選任・解任委員をいう。
- (6) 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

## (常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。ただし、法人職員を兼務し職員給与が支給されている役員に対して報酬等は支給しない。

## (非常勤役員の報酬)

第4条 非常勤役員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表2に定める報酬を支給する。

- 2 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2に定める報酬を支給する。
- 3 理事長以外の非常勤役員が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2に定める報酬を支給する。
- 4 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3に定める報酬を支給する。

## (費用弁償)

第5条 非常勤役員が諸会議等へ出席したときは、別表4に定める費用弁償を支給する。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表4に定める費用弁償を支給する。
- 3 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表4に定める費用弁償を支給する。ただし、報酬と費用弁償の重複支給はしない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員への報酬の支給方法は、法人職員給与規程に準じて支給する。

2 非常勤役員への報酬及び費用弁償は、原則として一ヶ月単位でとりまとめ、翌月に支給する。また、支給方法については、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとする。

(評議員及び委員に対する費用弁償の支給方法)

第7条 評議員及び委員に対する費用弁償の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第2項又は第3項の会議等に出席した当日に支給する。
- (2) 1日に会議等に重複して出席したときは、1日分の費用弁償とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が職務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 前項により支給する旅費は別に定める法人旅費規程の例による。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項等については、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年6月26日から施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬額
常務理事	月額 200,000円以下 (週30時間勤務の場合)

別表2 (非常勤役員の報酬)

事 由	日額
理事会及び評議員会等のための出勤	8,000円

(ただし、4時間未満の場合は5,000円とする)

別表3 (監事の報酬)

事 由	日額
監事監査等のための出勤	10,000円

別表4 (費用弁償の額)

## 非常勤役員

事 由	日額
大仙市在住の非常勤役員が仙北市を会場にした諸会議、研修、諸行事等へ出席した場合	1,000円
仙北市在住の非常勤役員が大仙市を会場にした諸会議、研修、諸行事等へ出席した場合	1,000円

## 評議員、評議員選任・解任委員

事 由	日額
評議員会及び評議員選任・解任委員会等への出席	5,000円